

記 入 上 の 注 意

この支給認定申請書兼利用申込書は、保護者が次の点に注意し記入の上子ども家庭課(幼稚園等を経由して提出する場合は、入所を申し込んだ施設)に提出してください。なお、その家庭から2人以上の児童が同時に申請を行う場合は、それぞれの児童ごとに1枚の用紙を用いてください。

(表面)

- 1 「申請に係る小学校就学前子ども」の欄は「氏名」にふりがなを付し、「性別」の欄は該当するものを入れてください。

保護者との続柄は、保護者からみた児童の続柄を記入してください。(例：子など)

- 2 「個人番号」の欄は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める命令により個人番号(マイナンバー)を記入下さい。

- 3 「保護者住所・電話番号」欄の電話番号は、複数ある場合は連絡のつきやすい順に全て記入してください。()内に(例：父携帯)など記入してください。なお、保護者が法人の場合は、保護者氏名には代表者の氏名を記入し、住所には法人の住所と法人名、及び児童の居住地を記入してください。

- 4 「保育の利用を必要とする理由等」の欄は、「世帯の状況」の欄に記入した児童の世帯員のうち、保護者(両親又は養親又は後見人など)ごとに、児童を保育できない理由を下記5の表(1)～(9)のいずれの掲げる場合に該当するかを判断して、該当する全ての にチェック()し、かつ、その具体的な状況を、同欄に記入してください。

具体的な状況は、例えば、(1)に該当する場合は勤務先・就労時間・就労日数・通勤時間・経路・手段等、(2)では出産(予定)日や産後の母の状況等、(3)では傷病名や治療見込期間、障害の程度等、(4)では介護している高齢者の介護度や看護している病人の傷病名や治療見込期間等、(5)では災害の程度・復旧見込み期間等、(6)では求職活動状況等、(7)では就学先・就学期間・就学時間・就学日数等、を記入してください。

なお、下記5の表(1)～(9)の場合以外で児童を保育できない理由がある場合は「その他」にチェック()し、内容を記入してください。

また、「続柄」の欄について、同一の「続柄」に属するものが複数いる場合には、備考欄に氏名を記入してください。

- 5 保育の認定基準は、次の表に掲げるような場合です。

保育の認定基準
保育の必要性の認定を受ける場合は、両親のいずれも(両親と別居している場合には児童の面倒を見ている者)が次のいずれかの事情にある場合です。
(1)就労等 (家庭外労働) 児童の保護者が家庭の外で仕事をすることが普通なので、その児童の保育ができない場合 (家庭内労働) 児童の保護者が家庭で児童とはなれて日常の家事以外の仕事をすることが普通ないので、その児童の保育ができない場合
(2)妊娠・出産 児童の保護者が出産の前後のため、その児童の保育ができない場合
(3)疾病・障害 児童の保護者が病気、負傷、心身に障害があつたりするので、その児童の保育ができない場合
(4)介護等 児童の家庭に介護が必要な高齢者や、長期にわたる病人、心身に障害のある人、小児慢性疾患に伴う看護が必要な兄弟姉妹がおり、保護者がいつもその同居又は長期入院・入所している親族の介護・看護にあたっているため、その児童の保育ができない場合
(5)災害復旧 火災や、風水害や、地震などの不幸があり、その家を失ったり、破損したため、その復旧の間、児童の保育ができない場合
(6)求職活動 児童の親が求職活動(起業準備を含む)を行っているため、その児童の保育ができない場合
(7)就学 児童の親が就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)のため、その児童の保育ができない場合
(8)虐待・DV 虐待・DVのおそれがある場合
(9)育児休業 育児休業取得時に、既に保育を利用している児童がいて継続利用が必要である場合

(裏面)

- 6 「児童の世帯員」の欄は、申請児童本人以外の申請児童の両親及び同居している親族等の全員について記入してください。
申請児童の両親及び同居している親族等については、同居・別居の別を「備考」に記入してください。また、「個人番号」の欄は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める命令により個人番号（マイナンバー）を記入下さい。
- 7 「利用を希望する期間」の欄は、小学校就学始期に達するまでのうち、施設(事業者)の利用を希望する期間を記入してください。（「保育の希望の有無」の欄で「有」を で囲んだ場合は、保育の実施が必要な理由に該当すると見込まれる期間の範囲内で記入してください。）
- 8 「利用を希望する施設(事業者)名」の欄は、希望する順位に従い施設(事業者)名を記入し、また、その施設(事業者)を希望する理由(例えば、既に兄弟が利用しているため、延長保育を実施しているため、距離が近いため等)を記入してください。
- 9 「障害者手帳の情報」の欄は、申請児童に係る障害者手帳(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等)の有無について、該当するものを で囲んでください。
- 10 「支給認定証」の交付の申請をしない場合は、「利用者負担額決定通知書」にて支給認定決定内容を通知します。

(留意事項)

支給認定(保育の必要性の認定)及び施設(事業者)への入所については、

- ・ 保育の実施基準に該当しないため、希望する認定が受けられない場合
- ・ 希望者が多数いるため希望する施設に入所できない場合
- ・ 保育の実施基準の該当事由により利用期間の希望に添えない場合がありますので、あらかじめご承知ください。